

# 税

問合先 税務課

## 事業主のみなさんへ 給与支払報告書の提出、 償却資産の申告は 1月末までに

●事業主は従業員の住所地の市役所・町村役場へ給与支払報告書を提出してください。

報告書の用紙は、税務署の法定調書などに同封して、昨年11月上旬に事業主に送付していただきます。総括表とあわせて、1月末までに提出してください。また、個人番号・法人番号の記載が必要になりますのでご注意ください。

この報告書の提出がない場合は、従業員がそれぞれ直接役所(場)に「個人申告」をしなければなりません。

●市内で事業を営む人は、その所有する事業用資産を1月末までに申告してください。特に、昨年1月2日以降に資産の入れ替えや廃業、個人から法人への資産の異動などがある場合は、必ず申告してください。

また、固定資産税(償却資産)の実地調査を行っています。申

告書の提出の際は、申告内容の今一度の点検をお願いします。  
●給与支払報告書の提出および償却資産の申告は市税の電子申告(e-TAX「エルタックス」)でも提出できますので、ご利用ください。(市税の電子申告について詳しくは市ホームページまたは地方税共同機構のホームページをご覧ください。)

## 個人住民税は特別徴収で納めましょう!

地方税法第321条の5の規定により、事業主は原則として、すべての従業員の市・府民税(個人住民税)を給与から差し引いて納入(特別徴収)することが義務づけられています。

事業主のみなさんは法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。



## 令和2年度の市・府民税(個人住民税)の主な改正点

### 【住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の拡充】

消費税率10%が適用される住宅取得等をして、令和元年10月1日~令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合、所得税の住宅ローン控除の適用期間が3年間延長(現行10年間→13年間)されます。なお、11年目以降の3年間については、消費税率2%の引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定しています。具体的には、各年において「建物購入価格の3分の2%」または「住宅ローン年末残高の1%」のいずれか少ない金額を税額控除します。(10年目までは改正前の制度と同様)

※建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は、一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円(改正前の制度と同水準)。所得税額から控除しきれない額を、改正前の制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円))の範囲で、翌年度分の個人住民税から控除します。

### 【ふるさと納税制度の見直し】

ふるさと納税(個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分)の対象となる地方団体を、一定の基準に基づき総務大臣が指定します。対象外地方団体に対して令和元年6月1日以後に支出された寄附金は、ふるさと納税の対象外となります。(個人住民税の寄附金税額控除の特例控除額部分は対象外になりますが、所得税の所得控除および個人住民税の基本控除は対象になります。)

### 【大阪府森林環境税の延長】

平成28年度から令和元(平成31)年度までにおいて、府民税均等割額に300円加算されていましたが、大阪府の条例改正により、令和5年度まで延長されることになりました。※税制改正などについて詳しくは市ホームページをご覧ください。



税務署からのお知らせ

令和元年分の  
所得税などの確定申告

相談・申告書の受付 2月17日  
月～3月16日(月) (閉庁日除く)  
※申告相談受付は午後4時まで  
場所 泉佐野税務署

「サラリーマンや年金受給者の  
ための申告会場」

日時 2月5日(水)～12日(土)  
日曜日、祝日除く  
午前10時～午後3時

場所 イオンモールりんくう泉  
南2階イオンホール

2月8日(土)・9日(日)・11日  
(祝)は、近畿税理士会泉佐野支  
部が主催し、還付申告相談の  
ほか、事業所得や譲渡所得が  
ある人や贈与税の申告相談は  
できませんが、申告書の提出は  
できません。

「台風などの災害により被害を  
受けた人の雑損控除の申告相  
談」

日時 1月14日(火)～2月14日(金)  
午前9時～午後4時

場所 泉佐野税務署

持ち物

●被害を受けた住宅の取得年  
月、床面積及び自家用車の取得

年月日等が分かるもの(売買契  
約書・領収証)での取得価格が  
分かるもの及び修繕費などの災  
害関連支出の領収証が残ってい  
れば併せてご用意ください  
●保険金等で補填される金額が  
ある場合、その金額が分かる書  
類

●市(町)から交付を受けた「り  
災(被災)証明書」の写し(交付  
を受けていない場合は、被害状  
況の分かる写真など)

●昨年(平成30年分)、税務署で  
申告した人はその確定申告書の  
写し

いずれも

問合せ 泉佐野税務署

(☎462-3471)

※税務署の駐車場は大変混雑し  
ます。車での来場はできるだけ  
ご遠慮ください。各会場の混雑  
状況により、早めに相談受付を  
終了する場合があります。



各種相談の案内

気軽に相談してください。なお、祝・休日にあたる場合は変更する場合があります。

◎法律相談【予約制】

月曜日(第2水曜日除く)、第2水曜日  
13:00～16:45(1つの内容で1回限り)  
市役所1階相談室(問合先:人権推進課)

◎労働相談【予約制】

第2木曜日 13:00～15:05(1つの内容で1回限り)  
市役所1階相談室(問合先:人権推進課)

◎行政相談

第3月曜日 13:30～16:00(受付は15:30まで)  
市役所会議室(問合先:人権推進課)

◎人権擁護委員による人権相談

第3月曜日 13:30～16:00(受付は15:30まで)  
市役所会議室ほか(問合先:人権推進課)

◎総合生活相談(人権侵害・就労支援・進路  
選択支援・生活相談)

●月～金曜日 9:30～16:30  
人権推進課

南部市民交流センター本館(☎466-6464)

北部市民交流センター本館(☎464-5726)

まちの活性課(就労支援のみ ☎469-3131)

公益社団法人 泉佐野市人権協会  
(☎458-7444)

●第3土曜日 10:00～12:00【予約制】

申込・問合先 その週の月曜日までに人権推  
進課へ

◎女性のための電話相談(☎469-7402)

第1～4水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00  
問合先 いずみさの女性センター  
(☎469-7125)

◎女性のための面接相談【予約制】

相談日・時間は予約時に問い合わせしてくださ  
い。夜間相談あり  
問合先 いずみさの女性センター  
(☎469-7125)

◎経営相談【予約制】

1月7日(火)・21日(火) 13:00～17:50  
消費生活センター  
(問合先:まちの活性課 ☎469-3131)

◎消費生活相談

月～金曜日 9:00～16:30  
消費生活センター(☎469-2240)

◎司法書士総合相談【予約制】

水曜日 13:30～16:30 消費生活センター  
申込 大阪司法書士会(☎06-6943-6099)  
受付 月～金曜日 10:00～16:00

◎行政書士相談(相続・遺言など)【予約制】

第4金曜日 13:00～16:00 市役所1階相談室  
申込 大阪府行政書士会泉州支部  
(☎483-7373)

◎税理士による税務相談

第3水曜日(2・3月除く)  
13:00～16:00(受付は15:30まで)  
市役所1階相談室(問合先:税務課)

◎国民健康保険料夜間納付相談

第3木曜日(祝日除く) 17:30～20:00  
国保年金課

◎後期高齢者医療保険料夜間納付相談

第3木曜日(祝日除く) 17:30～20:00  
国保年金課

◎家庭児童相談(☎463-1937)

月～金曜日 9:00～17:00

◎子どもフリーダイヤル(☎0120-510-783)

月～金曜日 9:00～17:00

◎育児相談

●月～金曜日 9:00～16:00  
すえひろ子ども園(☎466-5826)

●月～金曜日 10:00～16:00

地域子育て支援センター(☎469-3700)

◎子育て電話相談

鶴原保育園(☎463-0065)

月～金曜日 10:00～16:00

◎母子・父子・寡婦家庭の相談

月～水・金曜日 9:00～17:00 子育て支援課

◎教育相談

●さわやかルーム(☎447-7312)

月～金曜日 10:15～15:30

●シャイン(☎464-0300)

月～金曜日 10:15～15:30

◎身障者相談

第2・4金曜日 13:00～15:00  
社会福祉センター2階(問合先:地域共生推進課)

◎知的障害児(者)よろず相談

第4金曜日 10:00～12:00  
社会福祉センター2階(問合先:地域共生推進課)

◎心配ごと相談

●月曜日(第4月曜日除く) 13:00～16:00  
社会福祉センター2階相談室

●第4月曜日 シャッピーハウス(佐野公民館隣)  
(問合先:社会福祉協議会 ☎469-2155)

◎福祉総合相談

月～金曜日 8:45～17:15  
社会福祉センター1階(問合先:基幹包括支援セ  
ンターいずみさの ☎464-2977 Fax462-5400)

◎赤ちゃん相談【予約制】

第3水曜日 9:30～11:00  
健診センター(問合先:健康推進課)

◎健康相談・栄養相談【予約制】

第3火曜日 9:30～12:00 健康推進課

◎肝炎ウイルス検査【予約制】

第1水曜日(祝日除く) 9:30～10:00  
泉佐野保健所(☎462-7703)

◎HIV即日検査(希望者には梅毒即日検査  
も実施・匿名可)

第1・3月曜日(祝日除く) 13:00～14:00  
泉佐野保健所(☎462-7703)

◎こころの健康相談(アルコール依存症・  
認知症含む)【予約制】

月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:45  
泉佐野保健所(☎462-4600)

◎医療に関する相談

月～金曜日(祝日除く) 9:30～16:00  
泉佐野保健所(☎462-7701)

【お詫び】

広報11・12月号 ◎教育相談「シャイン」  
の電話番号に誤りがありました。お詫び  
いたします。